

地域ネットワークだより Vol.90

平成 28 年 3 月 1 8 日発行

1 <省エネ基準>仕様基準の開口部比率の制限撤廃について

Vol.89 でご案内しましたとおり、平成 28 年 4 月 1 日より、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が一部施行されます。平成 25 年省エネ基準からの住宅に関する主な変更点として挙げた「仕様基準の開口部比率の制限撤廃」について、皆さまに分かりやすくお伝えするための資料を作成しました。地域区分別の 3 パターンを同封しています。該当する地域区分に応じてご利用ください。

2 H28 年度【フラット 35】S 省エネルギー性基準改正について

建築物省エネ法の施行に伴い、平成 28 年 4 月 1 日より、【フラット 35】S 省エネルギー性の対象となる基準が追加となります。詳しくは別添資料をご覧ください。

地域連携通信

～市川地域連携担当部長よりご挨拶～

昨年 4 月に新設の地域連携担当部長として、着任のご挨拶をさせていただきましたが、早いもので 1 年が経ちます。

今年度約 30 の地方公共団体さまを訪問し、地域の住まい・まちづくりの課題について意見交換をさせていただきました。「地域ネットワークだより」では毎号、訪問先の地方公共団体さまとの意見交換時の主なテーマを紹介させていただきました。ご協力を頂戴しました地方公共団体さまには、改めて深く御礼申し上げます。今後も是非、機構に対してご意見ご要望をお寄せいただけましたら幸いです。

来年度、機構は地方公共団体様にとってお役に立てるよう、お近くの支店をはじめ機構職員一同頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まちづくり推進部地域連携担当部長 市川 真一

■照会先

住宅金融支援機構 CS 推進部
住宅技術情報室 技術情報グループ
担当 菊地・合屋

T E L : 03-5800-8162

F A X : 03-5800-8258

添付資料等については省略しています。ご希望の場合は照会先までご連絡ください。